

【フラット35】

2023年度 制度改正のお知らせ

2023年
4月以降
設計検査申請分
から

2025年度の新築住宅の省エネ義務化に先行して

【フラット35】のすべての新築住宅は
省エネ基準への適合が必須になります。

これまで

断熱等性能
等級2相当以上

2023年4月以降設計検査申請分から

「断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上」
または
「建築物エネルギー消費性能基準」

※【フラット35】S等の金利引下げメニューの適用の有無にかかわらず、すべての新築住宅において、基準を満たすことが必要となりますのでご注意ください。



省エネ基準の要件化についてのご案内動画を掲載しています。
詳しくは、「省エネルギー基準ポータルサイト」をご覧ください。



【参考】脱炭素社会への実現に向けた取組



2023年度予算案については、国会の議決を経て正式に決定することになります。2023年度予算の成立を前提に2023年度において実施を予定している事項については、決定次第機構ホームページ(www.jhf.go.jp)またはフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

【フラット35】について詳しくは、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

商品の詳しい内容や資金計画シミュレーション、お客さまの体験談等はこちら

<https://www.flat35.com>

フラット35

検索



お電話でのお問合せ(お客さまコールセンター)

ハロー フラット35

0120-0860-35

通話無料

お気軽にお電話ください。土日でも営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00
国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。
Tel 048-615-0420(通話料金がかかります。)

住宅金融支援機構
LINE公式アカウント

LINE
友だち追加
はこちら



【フラット35】地域連携型で地方公共団体の補助金等の交付とあわせて金利引下げ

2023年
4月以降
資金実行分
から

- 【フラット35】**地域連携型(空き家対策)**の金利引下げ期間を5年から10年に
- 【フラット35】**地域連携型(地域活性化)**に**グリーン化**する場合を追加

子育て支援・空き家対策

【フラット35】の借入金利から

当初 **10** 年間 年▲0.25%

RENEW

金利引下げ期間を延長!

空き家を取得する場合

空き家



住宅取得支援

子育て世帯が
住宅を取得する場合



建設・購入

地域活性化

【フラット35】の借入金利から

当初 **5** 年間 年▲0.25%

NEW

グリーン化(断熱等性能等級6,7相当の
高断熱住宅を取得)する場合



UIターン※1を
契機として、住宅を
取得する場合



地域産材を活用して
建てられた住宅を
取得する場合



街なみ景観の形成に
資する住宅を
取得する場合



居住誘導区域※2外から
居住誘導区域内に
移住する際に
住宅を取得する場合



防災・減災対策に
資する住宅を
取得する場合



※1 UIターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称です。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態をいいます。※2 居住誘導区域とは、地方公共団体が居住を誘導すべき区域として定めるものをいいます。

2022年9月以前に借入申込みをした場合は、他の金利引下げメニューと組み合わせた場合の金利引下げ内容が異なりますのでご注意ください。詳しくは、フラット35サイトの金利引下げ内容確認ページをご覧ください。(https://www.flat35.com/simulation/simu_06.html)

地域連携型を
ご利用いただくには

対象となる
補助事業を確認



地方公共団体で手続

地方公共団体が交付する「【フラット35】地域連携型
利用対象証明書」をお申込金融機関に提出

2023年1月以降借入申込分から、
同性パートナーの方とも連帯債務でお申込みいただけます。

詳しくは
こちら



【フラット35】はお客さまのニーズにあった多彩な金利引下げメニューをご用意!

新築戸建住宅
をご検討の方



新築マンション
をご検討の方



中古住宅
をご検討の方



中古住宅を購入して
リフォームをご検討の方



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。